

# 製品安全検証ガイドライン

## 1. 概要

当協会は、定款に示す通り、製造物責任を事業者が全うし、かかる要因において、消費者に被害を及ぼす事の予防策を、ボランティアで全国からデザイナーから主婦などが参加し、検証や意見交換などを通し、その不備などを検証、改善方法の研究、発表をおこなっています。

昨今メディアをにぎわし、重大な事件、企業の信頼を失墜する通販カタログなどの表示上の問題により、消費者を惑わす行為が後を絶ちません。

根本的な問題解決がなされていない原因の一つに、この種の問題が、事故・事件発生後という状況で報道されるため、当事者企業側は、法務対策や弁護士にその対応求めます。それらが社告、謝罪会見として報道され、一部商品の問題が、当事者企業全体のネガティブなイメージを与え、風評による被害は甚大なものになります。

そもそも、それぞれ固有の環境で発生する事件・事故において、同業者や業界、社内においても事故・事件という発生後の情報を開示する事はありません。行政指導で、NITE などにおいてこれらの事故発生後情報をデータベース化しそれを共有化することを進めていますが、問題の原因が、単にカタログ表示の文言の誤り程度のものから日本全国の家庭に、故意によるテロ的な毒物混入、30年以上も使い続けた、おそらくメーカー側の過失といえるかどうか不明なものまで、多岐多様になります。

これらを消費者視点で発生根拠をもとに分類し、それらの原因を検証し、再発の防止、また予見ということ、今一度冷静に見定め、根本的な見直しを提言するために、当協会では、具体的な取り組みとして、各種検証プログラムを実施し、そのガイドラインを作成しています。

特に、当協会では、平成7年に、消費者保護を目的に、施行された製造物責任法（PL法）の事故予防の要に指導された取扱説明書や文言の定義を明確にし、PL（製造物責任）として、あらゆる製造物、若しくは成果物において、関わる事業者責任を全うするための施策を、当協会の社会貢献事業として、率先して行っています。

前記製品欠陥事故（カタログ表示の問題などもカタログは製品の内容を表示する一部とし、

その対象物としています)を予防的に視点を変えることで、それらの発生する原因に共通の事象が顕在化されます。予防情報の共有化であるなら、一つの予想される事例、公表事例をもって、その原因を究明し、類似商品、類似事業者などにその解決策を有効利用することは可能になります。

さらに、当協会運用する SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) 内にて、秘密保持性を十分に保った環境にて、会員の発する様々な情報と、各会員の日常生活、業務環境における実情などを、迅速に情報収集し、ストレスの少ない方法にて、最新の情報に更新をすることができます。

平成 18 年から試験的に始めた取扱説明書や通販広告カタログなどの検証業務も、年間 10,000 ページ、10 万点に及ぶ衣装、食品、雑貨、家具、機械器具など等の検証結果を、この SNS および有料検証をおこなった根拠書面として大量に保管しています。

これらの膨大な具体的な検証事例などを参考に、主だった傾向を取りまとめ、製品デザイン設計、印刷物からネットや TV ショップなどシナリオや、出演者教育などにご利用いただけるように、媒体検証ガイドラインを補完する「検証ガイドライン実務編」を作成しました。具体的な内容は、当協会の SNS 内に設けた専用コミュニティにて最新情報を書き込み開示され、法人の場合は賛助会員、個人は正会員となり、担当スーパーバイザー (一部インストラクター) の指導のもと、閲覧が可能です。

## 2. 当協会の検証プログラム及びガイドラインについて

表示内容名称定義などにおいては、当協会では取扱説明書またはそれに類するマニュアルのガイドラインとして、基礎講座テキストを作製しており、その内容を優先し、当協会の他のプログラムと混同しないよう、当検証プログラムを、「製品安全検証プログラム」とし、このマニュアルを、「製品安全検証ガイドライン」といたします。

### 2-1

媒体のうち、取扱説明書 (または製品同梱の印刷物、web 開示の説明書など) の検証については、取扱説明書検証プログラムにて評価します。

### 2-2

PL 環境検証プログラムにおいては、その製品に関わる企業の PLP/PLD、トレーザビリティや、外注先なども含めた事故対応力などを評価します。

## 2-3

媒体検証ガイドラインを補完する「検証ガイドライン実務編」により、製品（成果物）の関わる法律全般での具体的な不整合の洗い出しを行い、いわゆる法的な意味合いのPL事故だけでなく、製造販売小売事業者、さらに、実際に媒体などを制作するデザイナー、クリエイター、それらの管理監督者の責任にも言及し、実務者レベルでのトラブルなどの予防対策の包括的マニュアルと位置づけます。

## 3. 「検証ガイドライン実務編」実施方法

このガイドラインにおいては、PL上の視点で、報道された事件・事故の分析、又想定される問題などを下記のPL法に規定される「欠陥の定義」を根拠に、その年に話題になった問題などを事例として示します。

### 3-1 協会主旨との整合確認

PL法における欠陥とは、著しく安全性に欠けている事を示し、下記の三項目を言います。

- ・ 設計上の欠陥
- ・ 製造上の欠陥
- ・ 表示上の欠陥

### 3-2 消費者行政との整合確認

平成20年6月13日に開示された消費者行政推進会議が取りまとめた「消費者行政推進会議取りまとめ」別表9及び12を参考に、「安全」「表示」「契約」という視点と上記PL法における欠陥を検証ポイントとして組み立てました。

[参照資料はこちら>>>](#)

よって

- ・ 「安全」についての検証
- ・ 「表示」についての検証
- ・ 「契約」についての検証

とに分類されます。

それぞれについて、さらに「設計上の欠陥の有無」「製造上の欠陥の有無」「表示上の欠陥の有無」などを、製造物（いわゆる工業製品などで加工食品なども含む）と成果物（デザインなど結果生成される印刷物や媒体、コンテンツなど）、さらに保険など金融商品などもその対象とします。

#### 4. 結果の公表

当該検証については、公表されたもの、問題などを予測できるもの、事業者からの相談など、秘守性やネット上での漏えいを防止するためにも、さらに常に最新の事例や商材に関する事例を蓄積するために、当協会の運営する SNS(ソーシャルネットワーキングサービス) 内のセキュリティ階層を最大限高めたバーチャル環境で行います。

その閲覧に関しては、概要に示した通り、特定の会員といたします。

#### 5. 当協会の関与する範囲

表示問題や製品安全対策などの特定の企業、特定の商品などについてのご相談は、それぞれの利権に関わることであり、協会としては個別相談には応じられません。

賛助会員企業や正会員においてそれらの対応可能なスキルや実務経験などを積まれているので、事務局にてご紹介する範囲とし、その個別案件においては協会として関与いたしません。

協会のミッションは、公平な立場で、製品事故を予防するための情報を収集、開示することにより、事業者や消費者が自助努力することを目的としていますので、ご了承ください。

特定非営利活動法人

日本テクニカルデザイナーズネットワーク協会

2008年10月19日

(C) PRPCONSULTS2008. 10. 19